

埼玉県立大学ソーシャルメディア利用規約

(趣旨)

第1条 本利用規約では、埼玉県立大学が運用するソーシャルメディア（以下、埼玉県立大学ソーシャルメディアと呼ぶ。）における利用規約を定めます。

(提供する情報)

第2条 埼玉県立大学が提供するニュースやお知らせなどを随時配信していきます。

(対象アカウント)

第3条 本利用規約の対象とする埼玉県立大学ソーシャルメディアのアカウントは次のとおりです。

- | | |
|---------------------|-----------|
| ・ Facebook ユーザーネーム | SPU. koho |
| ・ Instagram ユーザーネーム | SPU. koho |

(コメントできる者)

第4条 「埼玉県立大学ソーシャルメディア利用規約」を全て読み、同意した者のみがコメントを投稿できます。なお、コメントを投稿した者は本利用規約に全て同意したものとします。

(ソーシャルメディア運用ポリシー)

第5条 埼玉県立大学ソーシャルメディアの運用ポリシーを定めます。

- 1 埼玉県立大学ソーシャルメディア上にて発信する情報の全てが、埼玉県立大学の公式発表・見解を必ずしも表しているものではありません。正式な発表につきましては、埼玉県立大学公式ホームページをご確認ください。
- 2 埼玉県立大学はコメントに表示される各種提供情報の正確性や妥当性について、一切の保証をしません。
- 3 ソーシャルメディア上で皆様からいただいたコメントについて、原則的に返信は行いません。
- 4 埼玉県立大学は利用者における名前やプロフィール写真、性別、友達リストなど、利用者のアカウント設定上、すべてのソーシャルメディア利用者に公開している情報へのアクセスを行います。
- 5 コメントの投稿によって発生する著作権・肖像権侵害等の責任は全てコメント投稿者が負うものとします。コメントは必ず権利者・被写体本人等の承諾の上、投稿してください。また、著作権等について第三者からの異議申し立て、苦情などがあった場合、埼玉県立大学は一切の責任を負わず、費用

負担などを含むすべてをコメント投稿者本人が対応するものとします。

- 6 投稿されたすべてのコメント及び画像は、埼玉県立大学がその一部を修正または改変して、無償で自由に使用できるものとします。その場合、投稿者は著作権、人格権を一切主張しないものとします。
- 7 ソーシャルメディアの機能・仕様については、埼玉県立大学では一切お答えできかねます。直接、サービスの提供会社にお問い合わせください。
- 8 埼玉県立大学は、利用者間もしくは利用者と第三者間のトラブルにより、利用者または第三者に生じたいかなる損害について一切の責任を負いません。
- 9 埼玉県立大学は、予告なく埼玉県立大学ソーシャルメディア上の内容や本利用規約の変更、または埼玉県立大学ソーシャルメディアを閉鎖等する場合があります。

（ソーシャルメディアにおける禁止事項）

第6条 埼玉県立大学ソーシャルメディアをご利用いただく際には、下記事項が含まれるコメントはご遠慮下さい。下記事項に該当すると判断した場合は、コメントの投稿者に断りなく、コメントの全部または一部を削除等する場合があります。

- 1 法令等に違反するもの
- 2 公序良俗に反するもの
- 3 人権侵害となるもの
- 4 特定の個人、企業、団体等を誹謗中傷するもの
- 5 本人の承諾なく個人情報に特定・開示・漏えいするもの
- 6 営業活動、政治的活動、宗教的活動、その他営利を目的としたもの
- 7 埼玉県立大学の投稿と関係のないもの
- 8 虚偽や事実誤認の内容を含むもの
- 9 著作権、商標権、肖像権など、埼玉県立大学及びその関係者または第三者の知的所有権を侵害する恐れのあるもの
- 10 埼玉県立大学及びその関係者または第三者に不利益を与えるもの
- 11 有害なプログラム
- 12 わいせつな表現を含む不適切な内容を含むもの
- 13 各 SNS の利用規約に反するもの
- 14 その他、埼玉県立大学が不適切と判断したもの

（お問い合わせ）

第7条 投稿内容に関するお問い合わせ先は下記のとおりです。

- 1 各投稿記事に担当名の記載がある場合は、当該担当へ直接お問い合わせください。
- 2 上記1以外の埼玉県立大学に関すること、本利用規約又は埼玉県立大学ソーシャルメディアの運営に関することは、埼玉県立大学事務局企画・情報担当までお問い合わせください。

〔企画・情報担当連絡先〕 電話：048-973-4715（平日9～12時、13～17時）

メール：kikaku@spu.ac.jp

附 則

（施行期日）

この規約は、平成30年5月25日から施行します。

附 則

（施行期日）

この規約は、令和8年7月14日から施行します。